領空の範囲

落 合 淳

隆

、はしがき

二、領空主権

二、領空の範囲に関する学説、主張

四、むすび

一、はしがき

七年一〇月四日打上げられて以来、すでに米・ソは、第二、第三と人工衛星をひきつづき発射しており、宇宙開発は を実現して宇宙時代の扉を押し開いた。地上よりの使者として、宇宙時代の夜明けを告げる第一の人工衛星が一九五 国際地球観測年(International Geophysical Year)を出発点として打上げられた人工衛星は、人類の長い間の夢

二キロという第二の宇宙速度を完全に出して、太陽のまわりの軌道に入り、太陽系最初の人工衛星となり、九月には 次第に本格化してきている。ソヴェトは、一九五九年一月ルーニク第一号の打上げに成功し、同ロケットは秒速一一・

ルーニク第二号は、月に命中し地球外の天体に始めて到着した飛行体となり、第三号は月の裏側を通つて地球に帰り

空

Ø

轮

囲

着くことに成功した。アメリカも一九五九、六〇年のそれぞれ三月にパイオニア第四、第五号を打上げ、太陽系人工 囲

惑星とすることに成功している。さらに六○年八月にはソヴェトの第二号スプートニク船の地上回収の成功が伝えら

れ、近き将来において人間塔乗の人工衛星の打上げの可能性を予告している。

分野を切り開き、その法生活に空の部門を新たに導入して以来僅か五○有余年のうちに、航空技術はその時代の要請 かくして、これより約半世紀前の一九〇三年ライト兄弟が人類最初の動力による航空機を発明し、人類に活動の新

学会、さらにはわが国際法学会においても採上げられ、今やこの問題は、重要な研究課題として提示されるのである。 に従つて、異常な進歩を逐げ、法の不備をあざ笑うかの如く新しい事態を次々に展開せしめている。 このように、ここに再びクローズアップされた空の法律問題は、国際民間航空機関、国際法協会、アメリカ国際法

宇宙飛行と通常航空の飛行調整、宇宙飛行体の識別と登録、宇宙飛行体の地上復帰と本国への回収、宇宙活動に伴う そこで、このような新しい事態の発生にともなつて生じてくる問題として、宇宙通信と電波割当、宇宙飛行相互・ 賠償の問題等々があるが、本稿では、これらの問題の出発点ともなるべき、領空の範囲は如何に考えら

(1)これらの問題の説明については高野雄一「宇宙法(大気圏外の法)の課題」(「国際問題」五号、一九六○年)一○―二三頁 るべきかについて論じてみる。

を参照されたい。

一領空主権

の航空条約にも設けられており、また多くの二国間条約、各国の国内法にも領空主権の原則が採り入れられている。 exclusive sovereignty over the airspace above its territory)と規定しいる。この条約にはソヴェトなど若干の国を 排他的な主権を有することを承認する」(The contracting States recognize that every State has complete and 領水ならびにソ連邦の法律によつて規定せられる沿岸地帯の上部空間を意味する」と規定しており、さらに実践にお 第一条、一九二六年のイベロ・アメリカン航空条約の第一条、一九二八年のパン・アメリカン航空条約の第一条と種々 除いて世界の殆んどすべての国家が加入している。これと同趣旨の規定はそれ以前の一九一九年のパリ国際航空条約 ある一九四四年のシカゴ国際民間航空条約は第一条において「締約国は、各国がその領域上の空間において完全且つ 確立したものと考えられ、シカゴ条約第一条の規定は領空主権の宣言的規定とされることは疑のないところであろう。 ものである。このように今日多くの条約や国内法によつて繰り返し確認されてきた領空主権の原則は、 リカに対して激しく抗議したことは周知の事実であり、 第一条において「ソ連邦の上部空域は、ソ連邦の完全かつ排他的主権に属する。ソ連邦の空域は、ソ連邦の領土及び たシカゴ条約の加盟国でないソヴェトも、どの加盟国よりも強力に領空主権を主張し、その航空法(一九三五年)の それでは、国際法は国家の上層の領域すなわち領空に対してどのような原則を作つているであろうか。現行条約で 巨頭会談を流産させた一九六○年五月のU2型機事件において、領空主権を侵害するものであるとしてアメ ソヴェトが領空主権の原則を固持していることは疑いのない 国際慣習法上 ま

頟

空

窷

囲

囲

四

要海運国をはじめとして一般に領海三マイルがとられているが、なかにはソヴェトの主張する一二マイルの領海ある るかの問題になるものであり、その合法性は、国際法上、かかる幅員の劃定は最終的に各国に委せられているもので このような領海の幅員にもとづく水平の限界に関する争は、領海幅員を劃定せる国内法規が即国際法上の効力を有す ン航空機を撃墜し、これに対してスエーデンは、これは公海上の撃墜であるとして抗議したものであつた。 り、従つてその上空を飛行する航空機は領空侵犯を構成するものであるとしてバルト海上を飛行中の二機のスエーデ ト・スエーデン間にかかる事件がおきている。この事件は、ソヴェトが七月一六日に、自国の領海は一二マイルであ のであつてみれば、領海幅員の拡大は領空侵犯などにからんで大きな問題となる。現に、例えば、一九五二年ソヴェ のである。平時においては、船舶は無害通航の権利を有するが航空機は、その航空のすべてが事前の許可を要するも の決定が主要な問題とされたのであるが、このような主張をなす国とこれを認めまいとする国との間に紛争が生ずる いは南米のチリ、アルゼンチン等の二〇〇マイルの領海の主張がみられ、今度の海洋法国際会議でも、この領海幅員 い。ただ、ここで問題になるのは、領海の範囲が一様に定められていないことから生ずる争である。現在、 領水をいう」と定めている。従つて、無主地または公海上の空間に関して領空主権の存しないことはいう ま で も な 規定を設け、「……国の領域とは、その国の主権、 宗主権、 国の領域の範囲によつて決定されるものであり、その劃定は比較的容易である。シカゴ条約第二条は、これに関して 領空主権はどのような範囲に及ぶものであろうか。その水平の限界については、それは領海を含む下位 保護又は委任統治の下にある陸地およびこれに隣接する 世界の主

あるか、それとも国際的に決定さるべきかを考えれば、

おのづと判断されよう。

- (1) 一九六〇年一一月一日現在、加盟国数七九。日本は、一九五三年一〇月八日加盟国となる。
- (2) 条)、一九四二年イタリア航空法典(第四条)、一九四四年ヴェネズエラ民間航空法 (第二条)、 一九四八年スイス連邦航空法 一九二〇年、英国航空法(前文)、一九二六年アメリカ商業航空法(第六条a項)、一九三八年ブラジル航空法典 (第一
- (3)Zeitschrift für Luftrecht, Bd. 8, Nr. 2 (1959) p. 178. Georg-W. Rehm, "Einige völkerrechtliche Betrachtungen zum souvjetischen Souveränitätsanspruch im Luftraum",

領空の範囲に関する学説、主張

Ξ

排他的権利を有するという規定こそ設けられてはいるが、これまで「空間」すなわち領空の範囲に関する問題が今日 論議があるのである。すでに述べたように、条約あるいは国内法によつて国家はその領域上の空間に対して完全かつ 次に領空の垂直の限界に関してはそれではどう考えられるべきであろうか。これについては後述の如く、かなりの

た。それはクーパー教授も指摘されるように、第一回の人工衛星が発射されるまでは空間に関する問題に関心をもつ る空間あるいは呼吸の可能な空間であるとされ、そこが航空機の活動の舞台となると単に考えられたにすぎ なかつ た法学者は極く僅かであり、一九一九年のパリ条約、一九四四年のシカゴ条約の起草の際にも、「空間」の定義につ

ほど大きな問題として採り上げられたことはなかつた。航空技術の発達の初期には「空間」とは酸素と窒素の存在す

.ての問題は生じなかつたのである。しかし、今日この問題の重要性は広く認められ、領空の範囲に関して多くの学 空

囲

五

囲

領

一六

を規制してゆくという側面からするアプローチなど全く見解が岐れている。そこでこれらの学説について夫々検討を ず人工衛星などの平和利用に開放さるべきとするもの。 あるいは、「空間」という用語の物理学的解釈から、 ゴ条約の附属書にいわれる通常の航空機の飛行し得る「可航空間」であつて、それ以上の高さには、領空主権は及ば ようとする実効的支配説、さらには現行のシカゴ条約の主権の及ぶ空間について、これを解釈して、「空間」 され得る「可航空間」を領空の範囲とするもの。またこれに実効的コントロールの要素を加味して領空範囲を劃定し ィヴィデュアル・インタレストを重視して、個々の国家の利益が優先することをいい、一切の飛行装置によつて飛行 「空気の充てる空間」なりとして空気の存在する範囲を領空とする学説。もしくは領空の範囲の劃定より空間の利用 一応の結論を得たいと思う。 国際機関の問題とするところとなつたのである。伝統国際法のよつて立つ絶対的無制限主権の立場からす 重力法則、 私法上の論拠にもとづく領空無限説。この主張を多少緩和し航空技術を基準とし、インデ はシカ それは

この学説は、 国家主権はその上方無限に及ぶという絶対主権にもとづく最も原始的な主張である。例えば、この学

法律家クルネ(Clunet 一九一三年頃)の国家の領空主権は無限に及ぶという説を引用し、さらには、現代のイギリ スの法律家が、 説を唱えると思われるキスロフ・クリロフは、一九五六年の「空間に対する国家主権」の論文において、フランスの シカゴ条約その他の空の関係条約において用いられている「空間」に対する完全且つ排他的主権の文

言を解釈して、「完全」(complete)とは「無制限」(without limit) すなわち高度に制限がないことを意味するもの

であるとしていることを引用して、彼らは領空主権は上方無限に及ぶものであることを強調するのである。③

批判している。その他、ジェンクスは、人工衛星などの如きスペース・ヴィークルの高速度の運行による下位国との 張するようなものである」とされる。 池田教授もこれについて同趣の例を引き、「地球という一小遊星の表面上から」5. 五万光年であり、何百億という恒星から成る想像の及ばないような大規模なものであり、これからみれば、地球は単 とを考えれば、このような学説は、ジェット機の乗客が窓の外の空間に対して所有権を主張するようなものである。」と る。ビン・チェンは、このような不完全さを指摘して「領域の対象となる空間があらゆる瞬間ごとに変化しているこ この学説の難点は、 以上に広大無辺の宇宙のスケールに比して余りにも比例を失い、実にこつけいですらある。」 と指摘される。 さらに 大宇宙の無限の空間に領有を主張することは、城ケ島を領有しているから太平洋は自己の領海であると主張すること なる点の如きものにすぎぬことを考えれば明らかである。このような天文学的考察の上に立つて、ジェンクスは を含める銀河宇宙が、宇宙の単なる一部分にすぎなく、しかしてその銀河宇宙の大きさが直経凡そ二〇万光年、厚さ れる国際社会において妥当するものであろうか。この無限説の誤まれることは、 のような学説は宇宙の規模からみて全く馬鹿げており、それはあたかもセントヘレナ島が大西洋に対して管轄権を主 しかして、このような古典的な国家の絶対主権を擁護するような学説は、はたして現在の如き国際協調の必要とさ 地球の自転、公転あるいは銀河宇宙の回転などの天文学的事実をも考慮に入れていないことであ われわれの住む地球が属する太陽系 ت. ح

家主権を宇宙にまで拡張することは全くできないと思われる。宇宙における国家主権の行使が実効的となり得ないと 管轄権の変化を考慮していない点を指摘している。アレクス・マイヤー博士は、空域の境界の劃定という点から「国

空の範

囲

離は、 界を擬制的に確立したとしても、これらの境界と全く一致する宇宙の空域を劃定することは不可能である。」と述べ いう事実のほかに、 オスカー・シャクターもこの点について、上空に対して無制限に境界線を設定するとすれば、(4) 宇宙におきた事件が地上のどの特定国家の上で生じたのかを確認することを不可能にする。国家の境界上の限 下位国の領域に相当する空域を劃定することが不可能に思われる。地表と宇宙との間の莫大な距 諸国家は地球上

摘するのである。 またこれと類似する学説として、下位国が重力法則から蒙る危険からの絶対的な安全を顧慮して提案された地球引

に境界線を設定しているので、上空で境界線が重なりあうという事態が生ずるとして領空無限説のとり難いことを指

づく批判、反対を受け、現在この地球引力限界説はとられていないように思われる。 と は ものであつて、地球の引力は、たとえその力が減少するにしても、なくなることはないという物理学上の原則にもと るところがその上層の限界であるという学説である。しかし、この学説は物理学的な知識の不十分なことから生じた 力限界説がある。これは、国家主権の上層の限界は、所謂万有引力の法則によつて決定される。地球の引力のなくな

を正当づける根拠となつている cujus est solum, ejus est usque ad coelum ed inferos (土地を持つ者は空及び地 に及ぶことから、国家の領空主権が無限であるとするのである。しかし、これは、土地所有権にもとづくかかる主張 また以上と異なつて私法理論を根拠として領空主権を無限に主張するものがある。それは、 土地所有権が上空無限

底まで持つ)の法格言を検討するとき、"coelm"は、 上方無限の空間を意味するものでなく、地表からごく限られ

た範囲の空間であることがわかる。さらにまた諸法系において、一般に土地所有権は、上方への限界は限定されてい

たことを知るのである。 就中この学説を認めることを不可能にする欠点は、 国家の権利、 領空主権と私権、

権を同質のものとして取り扱つていることである。

われず、むしろ、いずれかの高さに国家の領域は限定されると解することが妥当と考えられるのである。 レミーに後退するものであるともいい得よう。このような考察からして、領空主権は、領空無限説をとるものとは思い 法的にも困難であるように思われる。かかる一連の主張は、非科学的な地球中心学説にすぎず、コペルニクスからト 以上の諸検討から明らかなように、このような学説を唱えることは、物理学上からはいうまでもなく、 技術的にも

の 一切の飛行装置による「可航空間」説

ス・シップの自由な運行を許すために超高空にまで主権を及ぼさないとする見解に対して、一国の保全がこれに先行 対立する利益のいずれかを重くみるかによつて、自由説と主権説を生じた学説の対立が、空のもつと高い所で形を変 タレストを重視してこれを定めるかによつて、その学説が提示する内容も異なつてくるのである。この学説の対立は の国家即ち下位国のインディヴィデュアル・インタレストを重視するか、それとも国際的利益、コミュニティ・イン る。ここに航空技術を基準として領空の範囲を定めることが妥当であるとする学説が存するのである。その際、 1○世紀初頭、 それでは、その領空の範囲を限定するにはいかなる基準をもつてなされるべきであろうかの問題が次におこつてく ここに再び現われたものであるとも考えられよう。それは、国際的利益の立場からする人工衛星などのスペー 空域の法的地位をめぐつて、世界の交通という国際的利益と空の下にある国家の個別的利益という相 個々

— 九 するものとする学説の対立である。

領空

0

囲

4

命的な重要性をもつことは必定であり、かかる国際情勢にあつて、超高空を下位国に属さぬ自由の空間とすることは すことになるものであり、戦時にあつては、超高空は、近代兵器の激烈な角遂場になり、交戦国や中立国にとつて致 れを物理的な意味におけるエア・スペースに限り、それ以上の高さを自由の空間とすることは、下位国の安全を脅かい 決して厳密な物理学的意味をもつたものではなく、常に「飛行の可能なる空間」としか考えられないのであつて、そ にミン・ミン・ペンがある。彼は次のようにのべるのである。すなわち、シカゴ条約における「エア・スペース」はい 物理学的な意味で用いられたものではないとして、「空間」を解釈するものである。この学説を唱えると考えられるの 国家の個別的利益を重視する学説は、領空主権は、無限に及ぶものではないが、シカゴ条約などにいう「空間」は

を考えて、「飛行の可能な空間」と解釈されるべきであるとするのである。 落下によつて下位国の人民の生命、財産が脅かされると述べられる。以上の理由から、領空の範囲は、下位国の安全 かをのべ、また地球の引力の存在によつてエア・スペース以上の高空といえとも、なを地球の引力が作用し、 国のロケットの電波による地上偵察および気象観測等の絶好の場所となり、それによつて如何に下位国が脅かされる 現実を無視した理想論であり、平時においても、もしこの超高空をあらゆる外国航空機に開放した場合には、非友好 物体の

となるものは簡単に整理すれば、 では下位国の個別的利益を重視するこの学説の平時の場合における理由を検討してみたいと思うが、その理由の根拠 しかして、この学説は、多少の差はあれ、実効性においては、前説と同じ結果をもたらすものである。そこでここ 台、重力の二点であると思われる。第一の上空からの写真撮影、

による偵察、気象観測などを受ける危険については、それら偵察が超高空からされる場合には、それは、飛行中の下位

矯めて牛を殺すことになりかねない。第二点の下位国はロケット、人工衛星などの飛行装置の超高空飛行を許すこと 極端に高度の安全を保障するため、このようなすべての科学活動を禁止することは、行きすぎであつて、それは角を 学的活動の大部分は、 国だけに限られず、その当該国家に隣接する下位国をもその範囲に含めるのである。従つて、ある下位国が自国をか ていることである。さらに、 などの国際機関において、 危険は少いであろうということは十分考えられることである。またこの危険を保障する措置として、最近、 触けたり、飛散することばかりでないにしても、地上に落下するまでに細片に分解し、広く飛び散り、下位国に及ぼす ぼさないことは一般に物理学上よく知られているところである。しかして、すべてこのような物体が空気と接触して 公転などを考慮に入れなければならない。超高空からの落下物は、空気との接触によつて触け、 によつて地球の引力によつて危険を蒙るのではないかの問題であるが、この点については、空気の存在、 とができぬことを考えれば、それは、人工衛星の発射を原則として禁止することを意味することになろう。今日の科 結果をもたらすことになる。さらにかかる主張は、現在の人工衛星などが、運行を止めたり、軌道を変えたりするこ かる危険から免れしめようとするならば、 して通過してしまうであろうし、それを排除するのに如何なる利益があるのか。またどのような方法で防禦するので 望ましくはないのであるが、その副産物として軍事的価値を生んでいる。であるからといつて 超高空の活動に伴う損害、責任、 非常に高速度で運行する人工衛星などの飛行装置は、 他国の超高空にまでその国の主権を主張しなければならないという論理的 賠償の問題に関する国際的取極が具体的に考えられ始め ヨーロッパの小国などは数分間に 雲散霧消し、 地球の自転 I C A O 害を及

あろうか。

かえつて防禦することが逆に攻撃される立場になる危険をもつことすらある。たとえば、ある国が、

他国

の自転、公転によつて、領空侵犯を阻止せんがために打上げられたロケットがかえつて、他国の領空を侵犯するとい ルを発射したとする場合に、それらが領空侵犯地点の超高空に達するまで、 の人工衛星がその領域上の超高空を侵犯していることを発見して、これを阻止せんとして、 つたような現象がおこるかもしれないのである。このような難点は、この学説にかぎらず、領空無限説や後述のエア・ かなりの時間がかかり、 ロケットあるいはミサイ その間にも地球

スペースは大気なりとする学説にも等しくあてはまる。

の世界を眺めたときのと同等あるいはそれ以上の貢献であるだろう。以上の理由だけからしても、 は大なるものであり、 これに反して、自由な超高度飛行が認められることにより、 (7)宇宙線、 (2)地殻内の質量分布、 (8)高空の地磁気、(9)人工衛星内外の温度、60地球全般の雲量等々の究明について人類が得る利益(9) それがもたらす貢献は、 (3)測地学的観測、 あたかも一世紀初頭望遠鏡が発明され、人類が始めてこれを通して星 (4)外界より地球に出入する熱エネルギーの収支、 国際交通はいうまでもなく、科学的にも⑴超高空の大 領空主権をエア・ (5)紫外線輻射、 (6)

代科学の正常な発達、 もるものであり、 ス以外の超高空にまで及ぶことを主張することによつて、人工衛星などの自由な運行の障壁となることは、 いたずらに、その超高空にまで主権の壁を打ちたてることは、従来の国家主権の殻の中にふたたび閉ぢこ 国家間の連帯性を損うものである。 国際間の交通の迅速化をはかるうえに、それは非常にマイナスである。また国際の協調の面 近

は また国家の実践の面からみても、 通過国の一般的あるいは、特別の許可を求めなければならないにも拘わらず、打ち上げ国であるアメリカあるい 一般に、 一国の航空機が他国の領空を通過する国際飛行については、 当該航空機

らびに観測年 (||カエスト年||二月末) 以後においても行われている人工衛星等の発射について説明がなされ得ないよう に思 れとも国際地球観測年の取極によつて黙示的に承認されているから抗議がないのであつて、そこにはあくまでも主権 の事実からシャクターなどのいうように一定高度以上の空間は公海の如く、国家主権に服さないと考えられるか、そ 認しているのではないかと述べている。しかして、このような人工衛星の通過に対して抗議がないことについて、例 とが指摘されよう。このような事実から、シャクターは、比較的低い高さにおいても、 はソヴェトは、人工衛星発射のための正式の許可を求める声明とか、政府間の飛行許可に関する交換公文などの形式 はあるのであるとも考えられようが、後者の場合については、国際地球観測年の取極に加つていない国家についてな をとらなかつた。 一方他国は、このような手続を経ざる人工衛星の飛行に対して何ら公式の抗議をしていなかつたこ 国家主権は及ばないことを容

釈されないという見解をとつている。 29 ロケットや人工衛星を特定の軌道から逸らすような大気の抵抗がなく、人工衛星が運行できるところまで及ぶとは解 も平和的利用のためには、かかる飛行を認めるものであることを黙示的に表明していると思われる。 学会においても、 一九五六年のアメリカ国際法学会は、シカゴ条約などに述べられた「空間」に対する国家主権

な一連の討議がなされていることもみのがしてはならないだろう。以上のことから、」

国家の実践は、

超高空は少くと

は

われる。さらにこれに関連して、国際連合においても、超高空にまで国家主権を及ぼすことを黙示的に否認するよう

人工衛星が大気圏外に到達し得たとしても、それがそこにおけるコントロ ールをなしたものとはな

領 空 の

範 囲 実効的支配説

囲

家は、条約規定または国内法秩序を、他国の航空機に対して、自国が有効な支配をもつ空域内においてのみ実施する 序維持のために管理の可能な空間まで、国家主権が及ぶとする実効的支配説がある。この説を唱えるケルゼンは、「国 次に前説とやや異なって、一切の飛行装置による「可航空間」というだけでなく、空間に対して実際に法秩

る権利をもつと解することである。すなわち、技術的手段の進歩によつて、有効なる支配外にあつた空域のこれらの もたないようである。このような空間を有効の原則に調和さして特徴づける唯一の方法は、領域国が排他的に占有す とは全く可能である。しかし、一般国際法によれば、他国は、たとえ技術的には占有する能力があつても、占有権を は関係国の領域であるという結論にはならない。領域国の有効な支配外にある空域および地下は無主の性格をもつこ した、空の自由、 ことができる。いかなる法秩序の有効性も、この範囲を超えて拡張することはできない。一方、公海自由の原則に類似 地下の自由を定めた一般国際法の原則はない。このような原則の欠如から、必然的に、 地面の上下

を生じ、先進国には有利、後進国には不利な結果を招く難点を蔵している。不断に進歩する科学は、 範囲を変え、法的関係の絶えざる不安定をもたらし、Might is Right の状態をひきおこすものである。もしこの主 部分や地下に自国の法秩序の効力を拡大し得ると解することである。」とのべ、 空間に対する各国の主権は、1200年の1908年の1908年の1908年の1908年の1908年の1908年の1908年の19 て問題を生じたと同様な難点、すなわち、個々の国家の航空技術によつて、領空主権の及ぶ範囲が異なるという事態 家が実際的に管理を行使することができる高度に及ぶものとするのである。この主張は、 以前、大陸棚の開発に関し 常にその領空の 当該国

如何、 張が、領空範囲の劃定に適用されるべきであるとするならば、それは、クーパーも述べている如く、国家は、強弱のBI 科学技術の進歩如何にかかわらず、国家は平等の権利を有するものであるということから、後進国といえども

他の先進国と同等の高さまで主権を有するものとして、適用されねばならぬものであろう。しかし、この解決は卒直 際的に決定すべきなのか。その場合どのような方法でもつて国家の空間に対するコントロールの実効性を決定するの つたとき、その領空の拡大が認められるのか、それは、一国家独自で決定することができるものなのか、それとも国 最終的なものではないように思われる。何故ならば、この実効的支配説は、どの程度のコントロールがあ

張を正当化される活動を長年にわたつて行つてきている。それにも拘わらず、合衆国は、南極に対する主権を主張し おける優越的地位を確保し得るとする主張がある。たとえば、ベッカーは、合衆国は、南極に対する領土請求権の主おける優越的地位を確保し得るとする主張がある。たとえば、ベッカーは、合衆国は、南極に対する領土請求権の主 この実効的支配説とは異なるが、人工衛星などの大気圏における実際的な活動を根拠にして大気圏外に 特定の

かという重要な問題が残されているのである。

けられるのかというような問題をひきだす誤まりを含んでいるのである。もつと根本的な欠陥は、 か、それとも人工衛星の軌道以上すべてか。もしも、ソヴェトが同じような主張をなした場合、その境界はどこに設 議には、このような活動にもとづいて主張される空間の範囲は如何。その範囲は合衆国上の空間だけに限 の権利を合衆国に与えるものではないという合衆国側の譲歩であると解さるべきではないとのべている。だがこの論 関するのと同じように、大気圏外における活動が、主権の主張の根拠として依処できるような大気圏外に対する特定 るものである。しかして、合衆国は、このような活動を根拠にして、主権の主張はしていないが、このことは南極に 権利を与えられることを主張できる活動を既に行つてきており、このような活動を行つてきていない国とは区別され ていない。しかし、これは、その権利を放棄するものではない。同じように大気圏外に関しても、 南極 合衆国は、 地球表面

囲

0

空

の一部――と宇宙という無限の広がりとの間の非常に大きな量的相異を無視していることである。

通常の航空機による「可航空間」説

以上の理由からして不適当であるとすれば、 どのような解決方法を他に求めるかということである。 ここに前 されば、この個別的な利益と国際社会の利益の対立の調和点を一切の飛行装置による「可航空間」に求めることが、 述の

には、 航空機による「可航空間」であるとするシカゴ条約の条約解釈からひきだされた説がみられる。この説を唱えるもの 「可航空間」という点では変りわないが、シカゴ条約にいう「空間」とは、シカゴ条約の附属書に規定される通常の その委員長であつたが、一九一九年のパリ条約で用いられた「空間」という用語は、当時存在していた唯一の型 空法の大家といわれるクーパー、オスカー・シャクター、 ホーガンらがある。 クーパーは、 シカゴ条約起草の

は that can drive support in the atmosphere from the reaction of the air) と定義しており、この附属書がパリ条約 はソヴェトを除くすべての大航空国に実際に受容れられている。シカゴ条約の附属書にのべられた「航空機」の定義 パリ条約の附属書は、航空機とは、「空気の反動によつて大気中に支えられるすべての装置である」(Any Machine "パリ条約の附属書の定義と同一であり、前条約と同じように条約と附属書の共通点は、「浮揚」 という点に求 部であつた。 現在実施されているシカゴ条約の附属書は、 法律上は、 シカゴ条約の一部ではないけれども、 それ

の気球や航空機を支えるに十分な密度の空気が存在する地表上の大気圏の部分のみを含むことを意味したのであり、

られるもので「シカゴ条約は、『空間』の定義を下していないが、パリ条約の再生であるから、そこにいうエア・スペ スとは気球や航空機を支えるに十分な密度の空気が存在する大気の部分をいう。しかし、シカゴ条約には、国際協

間を「接続空間」と名づけ、上昇、下降いずれの時を問わず、その通過権をすべての非軍用装置に認め、その「接続 領空とし、さらに下位国の主権を地上から三○○マイル(のちに六○○マイルに修正)までに拡張し、この第二の空 航空機に浮揚を与え、浮揚さすに足る大気が存する空間であるとしている。これらの空間を完全な主権が認められる 同時に慣習国際法をかかる高層にまでなを適用する根拠は存しない。」と述べ、領空の範囲は、 あるいは一方的な力によつて、国家主権を航空機や気球を使用し得る以上の上空に拡大する何物も存しな

気の存する大気圏の一部をいうことがおそらく妥当であると考えられる。」としている。 ホーガンも同じように、🕱 スの密度によつて定義されるものかを問題にし、これについて従来なんら権威的な回答がなされていないが、合理的 オスカー・シャクターも「空」という用語は、大気圏の上層に及ぶのかそれとも大気圏の構造および\もしくはガ 「その用語が、航空条約において用いられており、それ故、航空機(気球を含む)の飛行を許す十分な空

球の物理構造を検討することによつて、「空間」が法律上何を意味するかが明かになるとし、「現在、法律家や裁判所

『空間』という用語を用いるときは、それは主に対流圏

空間」上の一切の空間は、すべての機械的装置の通過のため自由であるという提案をなしている。な

空可能な空間」となるとされている。このようにこれらの学者は、クーパーと同じ見解をとつておられる。 しかしながら、このような通常の航空機による「可航空間」をもつて、主権の及ぶ「空間」となすことにいくつか

領空主権の及ぶ範囲は「シカゴ条約第一条の解釈からすれば……現在定義されている航空機の航

――通常航空機の活動するところと考えている」とのべて

の難点があるのである。第一に、考えられるのは航空機によつて到達される可航空間の上層の限度は、日進月歩の航

領 空 の 囲 二七

難点としては、池田教授は、クーパーが、条約と附属書の共通点は、「浮揚」 であるという見解を執つたことに関し空技術の進歩によつて断えず変つてゆくことである。そこには従つて安定性がないことである。第二にさらに大きな 囲

て、シカゴ条約第一条と同附属書は、本来別個のものを規定したものであつて、附属書の定義による航空機がエア・

スペースを限定しているのではない。もしそのように解釈するためには、条約第一条にエア・スペースとは航空機の

るのではないという批判をなし、ビン・チェンもこれと同じ批判を行つている。殊に第三には、クーパー自身すらも図 飛ぶ空間であると書く必要があるとされ、シカゴ条約第一条は、けつして通常航空機のとびまわる範囲のみがエア・ ているアトモスフィアという用語にあるのであつて、附属書の中の空気からでてくる「浮揚」という概念に求められ スペースだといつているのではない。シカゴ条約第一条と附属書の定義に共通な唯一の点は、 両者に共通に用いられ

がその後指摘しているように、最近になつてX15型機が発明されて、通常の航空機として低空では浮揚力に頼るが、

髙空においては空気の浮揚力によらずして飛行することが可能な航空機が出現するに及んで、この説では領空範囲を

もこのような空間を飛ぶ飛行体の性質はいかなる方法によつて確認されるかも明らかにされず、かかる場合には、非 しか

カバーすることができないのである。

軍用装置以外の飛行体すらもが自由に飛行することにもなろう。

説

以上に述べた航空技術を基準として、領空範囲を劃定することに、無理な人工的作為があり、このことから前にの

ある。 される。 そこで、パリ条約の再生であるシカゴ条約およびその附属書について同じことが云えるのであるとされる。またクー られており、全体の文意からしてもエア・スペースが大気の存在するスペースであることを間接的に実証している。 the air であるという定義にも atmosphere が用いられ、別の関係附属書にも同じく atmosphere という語が用い 間であることが認められるとする。さらに、本条約とならんでパリ条約の構成部分である条約附属書の航空機に関す と表現しており、これによつて airspace は atmospheric space なることを明瞭に示しており、空気の存在する空 定義からみても、パリ条約は、仏、伊、英語で空を"espace atmosphérique""epazio atmosferio""airspace" いかに空気が稀薄なものであつても空気の存在する空間が条約にいわれるエア・スペースであるとし、それは用語の 種々の小量の気体を含む混合物であつて、 たるものであり、ともに「空気によつてみたされた空間」を意味するとされる。しかして空気は窒素、 パーの主張に対する批判で述べられたように、本条約と附属書の唯一の共通点は「大気」にあることを指摘するので 池田教授は、 かかる理由からして、 すなわち航空機とは All machines which can derive support in the atmosphere 現行シカゴ条約にいうところのエア・スペースは、パリ条約第一条の l'espace atmosphérique にあ シカゴ条約にいうエア・スペースは「空気の存在する空間」とすることが妥当であると 海面上約六四〇キロにおいても空気が存在するといわれる。 from reaction of このように、 酸素のほかに

領空の範囲

頟

たしかに、 この説はクーパーらの唱える説にみられるような人工的作為による難点は生じないかもしれない。

ものをもつてその限界の基準とすることに若干の危惧がある。大気の上層が地上から一○○○キロメートルのところ 空の範囲に関する論議をひきおこした人工衛星等を用いて将来測定、究明されるべきものなのである。かかる未知の 気圏外が始まるのか、その限界が自然科学上未だ明らかにされていないといううらみがある。それは、このような領 し池田教授も認められているように、地球大気の構成を調べてみれば判るように、大気圏がどこで終り、どこから大い

工衛星などは、 にあるとしても、この説は、 領空無限説にいわれると同様の難点を生るずのである。もしこの説がとられたとした場合、現在飛行中の人 領空を侵犯していると考えられるが、それについての説明はいかになされるのか。殊に地球観測年計 現在の航空技術からして、実質的には領空無限説と何ら異なるものではない。従つて、

画に参加していない国の上空を飛ぶ人工衛星、観測年後に打上げられ飛行中の人工衛星についてはどのように説明さ

気が存在するのであると主張することはどうであろうか。古い用語が、言葉の上で適用可能であるかどうかの問題は るべきかが問題となろう。また「空気」の解釈についても、厳密な物理学的解釈は上述の如くであるかも しれ ない 般通念において、 酸素も窒素も全く存しなく、ただ僅かの気体の分子だけが存在することをもつて、そこに空

めに解釈することには疑問があろう。 新しい予見されなかつたような事態に機械的に適用されるように古いテキストの用語をそのようにするた

♡ 「空間」の利用を規制しようとする説

これまで述べてきたものとは全く異なる主張であると思われるものに、 領空の範囲の限界をどこに設けるべきかと

いうことについては問題にせずに、 空間の使用そのものを規制すべきであるという主張がある。 これはマクドゥ

ガ

ル(38)

らの主張するものである。

界の権威であるクーパー教授の学識や創意をもつてしても、 用に関する協定が具体的に結ばれたときにはなくなるであろうとのべられる。 するにつれ、この問題は領空範囲の劃定の問題から、空間における活動の規制のそれとなろう。このようにして、 をするような航空機に対しては弱点をもつのである。かくして、二つの管轄、すなわち、エア・スペースとアウター・ 15の人間塔乗の航空機でロケットや人工衛星の飛行するスペースを飛行できるようなアウター・スペースへの橋渡し 科学的知識や工学技術の進歩からみて、その劃定に恒久性があるように思われない。さらに、このような限界は、X 他の物理的変量などいろいろの面から、 とが非常に困難であるということは、この空間の限界を定めようとすることが実際に可能であるのか、あるいはこの スペースーを区別する思惟上の境界線は、 ような仕事を実際に実行する価値があるものかの疑問すら生じさせるものである。高さ、質量、 エア・スペースとかアウター・ クドゥガルは、 国家の領空とその上のアウター・スペースの間にどこに限界が存するかについて協定がなく、 スペースの法的地位のやかましい問題は、 領空の範囲を定めようとする努力は、一層技術的に詭弁を弄することになり、 領海制度からの類推によつてなされるだろうが、それらに伴う困難を認識 エア・スペースとアウター・スペースの限界を定めるこ 実際目的のために放棄され、 速度、 熱抵抗および 空間の使 現

なす基盤を築くために次のような提案をなしている。 人工衛星の兵器使用に関しての不安を軽減し、 共通の利益のために宇宙における平和活動に密接な協力を

領空の範囲

空

領

(1)

人工衛星を発射しようとする各国は、かかる意図を国際機関に示し、飛行計画、積荷、重さおよび形など人工

換価荷重が記述と一致しているかを保障するため、

意思があるということに結びつく。この提出は、 衛星に関する特性を提出する。またこのことは、 いかなる他の国との協定にかかわりなく、すべての国家によつて実 国際査察に従う

施される。しかし、そのようにするという決定は、それに相応する措置に合意する他の発射国の意思によつて当然影

(2)核もしくは他の爆発性弾頭を装備した人工衛星の発射を慎む協定を結ぶこと。このような協定は、

響を受ける。

提案によつて示される形式の査察を実際に発射前に行りことを条件としている。それが大陸間弾道弾の使用禁止に関

する協定に結びつけられるべきか、またはそれが可能であるか、それが核もしくは一般的軍縮に関する一般協定の一

部として考慮さるべきかまたはそのことが可能であるかは、いろいろな変化にもとづく共同体および国家の戦略的事 (3)人工衛星発射能力を有する国家は、国際連合を代表してあるいはその受託国としてすら、人工衛星を発射する

換荷重荷を定め、 ことができる。発射国は、発射操作、そのロケットの安全な管理に責任を有する。国際連合は、飛行目的を決定し、 器械使用を企画し、 人工衛星の製造などのために融資する。必要な国際連合の決定はそれ自身によ

つてなされるか、もしくはその決定機関は発射国もしく他の機関とすることができよう。このような「信託衛星」の 類似のもしくは同一の目的を有する国家の人工衛星を排除するものではない。

このようにマクドゥガルは、 領空範囲の限界を劃定することの困難なことを指摘して、人工衛星などの活動それ自

体を重視して、これが規制さるべきものであるとするのである。こうした構想につながる提案が、一九五七年八月の ロンドンにおける国際連合軍縮委員会での、アメリカ、イギリス、カナダ、フランス四国共同提案、あるいは、第一

二、一三、一四回国連総会における第一委員会での大気圏外平和利用問題の討議として現われきているのであろう。

このような方向における解決はたしかに妥当な解決方法と考えられよう。

- 彭明敏「超高度飛行と国家の領空権について」(「国際法外交雑誌」五四巻六号、一九五六年)三二頁。
- Cooper, J. C., "Flight-Space and the Satellites," International Comparative Law Quarterly (以下 ICLQ 心中)
- Vol. 7. Part 1, 1958, p. 84
- Atomsphere", American Journal of International Law (凶片 AJIL ハケ)、Vol. 51, No. 2, 1957, p. 367. Hogan, J. C., "Legal Terminology for the Upper Regions of the Atmosphere and for the Space beyond the
- (4) **鏑**木政岐編「宇宙」毎日新聞社一九五〇年参照。
- (5) Jenks, C. W., "Internation! Law and Activities in Space", ICLQ, Vol. 5, Part 1, 1956, p. 103
- (6) 池田文雄「人工衛星と国際法」(「ジュリスト」一三二号、一九五七年)二一頁。
- (7)Cheng, B., "Recent Developments in Air Law", Current Legal Problems (쇠논 CLP 시수)' Vol. 9, 1956, pp. 216-7.
- (8) Jenks, op. cit., p. 103 Meyer, A., "Comments on the Address of Professor Cooper", Proceedings of the American Society of Inter-
- Law & Commerce (以下 JALC とす)、Vol. 24 No. 3, 1957, p. 289. national Law, 1956, pp. 97-8. Haley, A. G., "Space Law and Metal Law... Jurisdiction Defined", Journal of Air

領 空 Ø 範 囲

領 空 範 囲 三四

(11) (10)Ming-min Peng, "Le vol à haute altitude et l'article I de la Convention de Chicago, 1944", Revue Française de オスカー・シャクター「大気圏外の法」(「国連評論」三八巻二号、一九五九年)八頁。

(12) Bin Cheng, op. cit., p. 216

Droit Aérien, No. 6, 1952, p. 390.

(13) この引力説の提案者である彭明敏自身この説の不完全さを認めている。彭明敏、前掲論文、四一頁参照。

頁参照されたし。 この点についての詳しい説明は、池田文雄「航空機の上空通過に伴う法律問題」(「空法」三号、 一九五八年) 五九―九二

(15) (16) Korovin, "International Status of Cosmic Space", International Affairs, Jan. 1959, (Moscow), pp. 53-59. 彭明敏、前揭論文、四〇—四一頁。

(17)池田、ビン・チェン氏のいう定義とは異なつているように思われる。同上論文、三四、三五頁参照。 彭氏のエア・スペースに関する物理学的な定義は、地球の表面に近い空気層を漠然と指すものであるとしておられ、 後述の

(18) あげられており、日本からは池田教授が代表として出席された。わが国においても一九五九年の国際法学会秋季研究大会にお いて池田教授の条文案を用意した「アウター・スペース活動による損害賠償責任」についての研究報告がなされている。 極く最近では、一九六○年八月一五─二○日までストックホルムで「国際宇宙航行会議」が開かれ、そこでこの問題がとり

(20)国際連合、第一二、一三、一四総会における第一委員会での大気圏外平和利用問題における審議(外務省国際連合局政治課 シャクター、前掲論文、八頁。 (19)

宮地政司「人工衛星」(「新天文学講座」五巻) 二八二—五頁。

「国際連合総会の事業」中)を参照されたし。

- Fenwick, C. G., "How High is the Sky?", AJIL, Vol. 52, No. 1, 1958, p. 98

Kelsen, "General Theory of Law and State", 1949, p. 217.

- Cooper, J.C., "High Altitude Flight and National Sovereignty", International Law Quarterly, Vol. 4, Part 3, 1951, pp. 417-8.
- Lissitzyn, O. J, "The American Position on Outer Space and Antarctica", AJIL, Vol. 53, No. 1, 1959, p. 128.
- Cooper, "Legal Problems of Upper Space", JALC, Vol. 23, No. 3, 1956, pp. 308-316.
- Haley, op. cit., p. 292.

ibid., p. 314.

- Hogan, op. cit., p. 368.
- (30) 一又正雄「高空主権について」(「時の法令」二四六号)三〇頁。
- (32) (31) Bin Cheng, op. cit., pp. 212-3. 池田、前掲論文、二三頁。
- ∾ Meyer, op. cit., pp. 97-8. マイヤーらの、領水制度を類推したかかる提案の接続区域は不明確、不用でありまた実施が困難であるとする批判がみられ

クーパー「利用可能な空間の法的地位」(「空法」四号、一九五九)六頁。

(37) McDougal, "Artificial Satellites; A Modest Proposal", AJIL, Vol. 51, No. 1, 1957, pp. 74-77. 池田文雄「宇宙空間の法的地位」(「国際法外交雑誌」五八巻四号、一九五九年)四九頁。 (36)

池田、前揭論文二二—二三頁。

Bin Cheng, op. cit., pp. 212-3.

領 空 0

三五

六

McDougal & Lipson, "Perspectives for a Law of Outer Space", AJIL, Vol. 52, No. 3, 1958, pp. 407-431.

四 む す

び

規制する努力をおしすすめるべきであるとする説はたしかに将来の方向示をすものとしてまた実際的でもあるように しては、 領空の限界を定める国際協定を作ることであろう。その場合にも、海洋法を直ちに類推適用するというようなことな の国家のインディヴィデュアル・インタレストと国際社会のコレクティブ・インタレストとの適切な調和点を求めて、 のであり、妥当な解決は将来に待つよりほかはないであろう。そこで最も望ましいのは、国際連合を中心として、個々 がらこのような難点は、まだ空間における物理的資料、飛行問題に関する必要なデータが十分得られないため生じたも あるいは実効的支配説は、その科学の進歩によつて絶えずその内容が変わるという不安定性の欠点を有することを知 れわれは、領空無限説の全く成立し得ないこと、科学技術を根底にする通常の航空機、一切の航空装置の可航空間説、 またマクドゥガルの主張する領空範囲の劃定が不可能あるいは実際的でないとする考えから、その領空の限界に関 以上が現在行われている領空の範囲に関する学説、主張のあらましであり、それに対する検討である。 かくして、 わ 法典化を急がずに、 また大気説においては、その自然科学上の境界がまだ明らかになつていないことを知つたわけである。しかしな 法的現状をそのままにしておいて、 空間における物理的資料を検討し、必要なデータにもとづいてこれをなすことが望まれよう。 人工衛星などの飛行そのものについて国際連合などの国際機関によつて

思われる。